CHIBA 千葉県 のみなさんへ

ウイルス性肝炎

患者さんに 役立つ制度

ウイルス性肝炎は専門医による治療・検査を続けることが大切です。
その費用を補助する制度をご紹介します。



ご存じですか?

肝がん・重度肝硬変は医療費助成の対象がさらに拡がっています!

令和５年度まで 入院費➡入通院費 | 粒子線治療も対象に

令和６年度からは 助成対象の高額療養費
直近１年内の3月目以上➡2年内の2月目以上に拡大

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 対象は①Ｂ型Ｃ型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院治療または肝がんの外来治療（分子標的薬化学療法・肝動注化学療法・粒子線治療）を受け、②世帯の合計年収が約370万円未満、③上記①治療の関係医療費の自己負担額が過去24カ月で2カ月以上「高額療養費」の限度額を超え、④研究に協力するという４つの条件を全て満たす方です。２カ月目からの自己負担額が月１万円に減額されます。詳しくはお住まいの地域の保健所窓口（千葉市については各区保健福祉センター健康課）におたずねください。

県庁の担当課 疾病対策課 難病審査班 ☎043-223-2575

A

※都道府県が指定する医療機関での治療

B型・C型肝炎治療費の助成

千葉県の肝炎治療特別促進事業



対象となる治療は、インターフェロン、核酸アナログ製剤、インターフェロンフリーです。

申請には、都道府県が指定した肝臓専門医療機関の診断書などが必要です。ご希望の方は肝臓専門医療機関でご相談ください。なお、核酸アナログの更新手続きが簡素化されました（詳細は県庁まで）。

助成を受けたときの自己負担額（千葉県の場合）

世帯の市町村民税	自己負担
所得割23.5万円未満	月1万円
所得割23.5万円以上	月2万円

インターフェロンフリー治療後の方など 定期検査費用の助成

ウイルス性肝炎重症化予防推進事業：定期検査費用助成



B型・C型の慢性肝炎・肝硬変・肝がんで、上記の助成を受けていない方は、年2回まで定期検査費用が助成されます（所得制限あり）。

対象は血液検査、超音波検査（肝硬変・肝がんはCT・MRI）などで、県が指定する医療機関で受けたものです。申請は県庁まで。

助成を受けたときの自己負担額（千葉県の場合）

住民税非課税世帯	無料
市町村民税（所得割）23.5万円未満の世帯	
慢性肝炎	1回2千円
肝がん・肝硬変	1回3千円

県庁の担当課はこちら

千葉県 健康福祉部 疾病対策課

治療費助成　☎043-223-2575（難病審査班）

検査費用助成　☎043-223-2662（難病・疾病対策班）

手続きはおすみですか?



弁護団に相談すれば、「給付金」手続きだけでなく、最新の治療情報を学んだり、悩みの相談ができる仲間(患者で作る原告団)も出来ます。

B型肝炎「給付金」

過去の集団予防接種でB型肝炎に感染したキャリア・患者が対象です。無症候性キャリアの方は、さらに年4回の定期検査費用が助成されます。①生年月日が昭和16年7月2日以降で②B型肝炎ウイルスに持続感染されている方は、あきらめる前に弁護団にご相談ください。

給付金の金額

死亡	3600万円
肝硬変重度、肝がん	3600万円
肝硬変軽度	2500万円
慢性肝炎	1250万円
※各病態の発症から提訴までに20年が経過した場合、減額されます。	
無症候性キャリア	50万円 +定期検査費用等

※いちど「対象者」と認められれば、病態が進んだときにも給付金の「差額」(追加給付)を受給できます。

ご相談は各地の弁護団へ

全国B型肝炎訴訟千葉県弁護団(東京弁護団千葉県支部)

☎043-225-1461 https://bkan-chiba.jimdosite.com/

事務局長 向後剛(千葉県弁護士会)

B型肝炎 千葉弁護団 で検索

薬害肝炎(C型肝炎)「給付金」

フィブリノゲン製剤でC型肝炎に感染された、いわゆる薬害肝炎の被害者の方々が対象です。この給付を受けるためには訴訟提起が必要です。薬害肝炎全国弁護団にご相談ください。

ご相談は各地の弁護団へ

薬害肝炎東京弁護団 http://www.hcv.jp

☎03-6384-1823 FAX03-6384-1824

FAXの際には氏名・電話番号をご明記ください。折り返し電話します。

重度の肝硬変の方への支援制度

重症度を判断する基準が、緩和されています。ぜひ、ご活用ください。

障害年金

国民年金・厚生年金（共済年金含む）からは、「肝疾患による障害」の程度に応じた年金を受けられることがあります（原則として65才未満）。

まずは医療機関のソーシャルワーカーや社会保険労務士など専門家にご相談ください（申請先は年金事務所）。

障害年金のイメージ

1級（介助なしで日常生活できない。寝たきり等）
➡ **年105.9万円＋障害厚生年金**（※）

2級（日常生活が困難で労働収入が得られない）
➡ **年84.7万円＋障害厚生年金**（※）

3級（厚生年金だけの制度。労働に著しい制限のある方）
➡ **年63.5万円～**

※障害厚生年金の額は、加入期間や保険料の額、家族構成などで決まります。
＊これはイメージです。詳しくは専門家にご相談下さい。

身体障害者手帳

「肝臓機能障害」の程度に応じて、介護や医療費・交通費助成など、自治体からのサービスが受けられます。支援の内容や手続きについては、医療機関の相談窓口やお住まいの区市町村の障害福祉担当窓口にご相談ください。

治療などについて、患者さんの相談できるところ

特定非営利活動法人
東京肝臓友の会
☎03-5982-2150
受付時間 10：00～16：00
（火・木・金）

千葉県肝疾患診療連携拠点病院
（事務局：千葉大学医学部附属病院消化器内科）
千葉県肝疾患相談センター
☎043-226-2717
MAIL　chibakan-soudan@chiba-u.jp
受付時間　平日14：00～17：00

発行・お問い合わせ
全国B型肝炎訴訟東京原告団
〒100-0014　東京都千代田区永田町２丁目14番２号　山王グランドビル３階　東京法律事務所内　☎03-3352-7333
紹介しているのは2026（令和8）年４月１日現在の内容です。